

旅行商品造成支援（令和6年度 選択制）

○旅行商品造成補助金（令和7年3月31日まで）

補助額 = (①、②、③いずれか) + ④ + ⑤ + ⑥

要件	基本額	基本額の範囲	基本人数を超える場合
① 市内に宿泊するもの	50,000円	10人以上 15人以下	基準額 + 超える人数 ×500円
② 市内飲食店で食事	5,000円		
③ 市内飲食店で食事 + 市指定観光施設を利用	10,000円		

+

上記条件①～③を満たし、以下④～⑥の要件に該当する場合、補助を加算

要件	基本額	基本額の範囲	基本人数を超える場合
④ 出水麓武家屋敷群で着物着付体験(有料)を利用	10,000円	10人以上 15人以下	基準額 + 超える人数 ×500円
⑤ ⑤海外からの送客(宿泊)	10,000円		
⑥ 海外からの送客(日帰り)	5,000円		

新規 支援策制定（令和6年10月以降適用）

補助要件として、バスを利用した旅行商品に限定する。

バスの利用かつ①宿泊、②飲食（観光施設利用）、③体験ツアーに対して補助を行い、観光ツアーの誘致を図る。

※クルーズ船寄港で本市観光をした場合はバス利用とみなし、対象とする。

補助額 = バス + ① + ② + ③

要件	要件	補助額計算式
バス (マイクロバス以上) 1台あたり 30,000円 ただし、 宿泊を伴わない 利用の場合は 1台あたり 10,000円 とする	① 宿泊	1,000円／人数
	+	
	② 市内飲食店にて食事 + 市指定観光施設（有料）or土産店利用	500円／人数
	+	
	③ 市内の事業所が主催する着地型ツアーに参加（有料に限る）	500円／人数